

クラウドバンク匿名組合出資持分契約締結前交付書面
2019年4月5日より交付 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

| 頁 | 改定前 | 改定後 |
|---|--|--|
| 1 | <p>○ 本匿名組合契約は、お客様から出資を受けた金銭を、本営業者自らが貸付を行うことで生じる貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じ。）または本営業者が第三者より取得する貸付債権（以下これらを総称して「対象債権」といいます。）から生じる利息および遅延損害金収入、対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業（以下「本事業」といいます。）に対して投資することにより運用するものです。</p> <p>対象債権の債務者には、本営業者および当社は含まれませんが、本営業者の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令59号。以後の改正を含みます。）に規定する子会社および関連会社をいい、以下同様とします。）および当社の関係会社を含むものとします。</p> | <p>○ 本匿名組合契約は、お客様から出資を受けた金銭を、本営業者自らが<u>その独自の判断に基づきその条件（金額、金利、資金使途等を含みます。）を決定して借入希望者に提示したうえで貸付けを行うことで生じる貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じ。）</u>または本営業者自らが<u>その独自の判断に基づき第三者より譲り受ける貸付債権（以下これらの貸付債権を総称して「対象債権」といい、かかる貸付けおよび譲受けを総称して「取得」といいます。）</u>から生じる利息および遅延損害金収入、対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業（以下「本事業」といいます。）に対して投資することにより運用するものです。</p> <p>対象債権の債務者には、本営業者および当社は含まれませんが、本営業者の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令59号。以後の改正を含みます。）に規定する子会社および関連会社をいい、以下同様とします。）および当社の関係会社を含むものとします。</p> <p><u>なお、お客様が対象債権の債務者、保証人および物上保証人に、貸付等に関して 直接 接触することは固く禁じられており、これらの者に直接 接触した場合には本匿名組合契約の終了事由に該当するとともに、貸金業法に違反するおそれがあることにご注意ください。また、これらの者も、お客様との間で貸付等に関して直接 接触することが禁じられております。</u></p> |
| 2 | <p>出資の流れおよび各投資ポジションにかかるリスク （省 略）</p> <p>「投資ポジション」とは、複数の対象債権の全部または一部の組合せによって構成されることを予定してお客様に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要な融資先に係る対象債権の概要（英数字を組み合わせた融資先を特定する符号、資金使途、担保または保証の有無等をいいますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募り、本営業者がその運用を行う出資対象事業の一部をいいます。ただし、投資ポジションの内、「任意運用型投資ポジション」においては、主要な融資先に係る対象債権の概要に代えて、特定の対象債権を主要</p> | <p>出資の流れおよび各投資ポジションにかかるリスク （現行どおり）</p> <p>「投資ポジション」とは、<u>一の対象債権の全部もしくは一部または複数の対象債権の全部もしくは一部の組合せによって構成されることを予定してお客様からの出資を募り、本営業者がその運用を行う出資対象事業の一部をいいます。</u></p> |

| 頁 | 改定前 | 改定後 |
|---|--|---|
| | <p><u>な融資先に係る対象債権とせず、対象債権の取得および処分を本営業者がその裁量で任意に決定できる旨をあらかじめ説明するものとします。</u></p> <p>対象債権の債務者に本営業者および当社は含まれませんが、本営業者の関係会社および当社の関係会社を含みます。</p> <p>(省 略)</p> | <p>対象債権の債務者に本営業者および当社は含まれませんが、本営業者の関係会社および当社の関係会社を含む<u>ことがあります。</u></p> <p>(現行どおり)</p> |
| 5 | <p>選択した投資ポジションの運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (省 略) ・ 主要な融資先に係る対象債権を示した投資ポジションにおいては、本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションに関して匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額 (<u>出資金の全額である場合を含みます。</u>)をもって、主要な融資先に係る対象債権を取得します。また、本営業者は、主要な融資先に係る対象債権の全部が債務者、保証人または担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、もしくは他の投資ポジションによって取得される日または当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、主要な融資先に係る対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するよう努めます。ただし、当該投資ポジションの運用期間の最終日において主要な融資先に係る対象債権に係る債務者、保証人または担保提供者から返済期日までの主要な融資先に係る対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。 また、本営業者は、<u>その裁量により</u>、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関して匿名組合員がその成立時に本営業者に出資した出資金の二分の一に満たない額について、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を取得し、また、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を第三者に譲渡し、もしくは他の投資ポジションに取得させることに用いることができるものとし、その後も同様とします。 ・ 任意運用型投資ポジションにおいては、本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、<u>一又は複数の</u>対象債権を取得するとともに、<u>その裁量により</u>、当該投資ポジションの存続期間中、当該投資ポジションの残余额をもって他の<u>一又は複数の</u>対象債権の取得を行うことができるものとし、その後も同様とします。なお、本営業者が任意 | <p>選択した投資ポジションの運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (現行どおり) ・ 主要な融資先に係る対象債権を<u>特定した</u>投資ポジションにおいては、本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションに関して匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額をもって、主要な融資先に係る対象債権を取得します。また、本営業者は、主要な融資先に係る対象債権の全部が債務者、保証人または担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、もしくは他の投資ポジションによって取得される日または当該投資ポジションの運用期限が到来する日のいずれか早い日まで、主要な融資先に係る対象債権を保有することで当該投資ポジションの運用を継続するよう努めます。ただし、当該投資ポジションの運用期間の最終日において主要な融資先に係る対象債権に係る債務者、保証人または担保提供者から返済期日までの主要な融資先に係る対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。 また、本営業者は、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関して匿名組合員がその成立時に本営業者に出資した出資金の二分の一に満たない額について、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を取得し、また、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を第三者に譲渡し、もしくは他の投資ポジションに取得させることに用いることができるものとし、その後も同様とします。 ・ 任意運用型投資ポジションにおいては、本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、<u>一または複数の</u>対象債権を取得するとともに、当該投資ポジションの存続期間中、当該投資ポジションの残余额をもって他の<u>一または複数の</u>対象債権の取得を行うことができるものとし、その後も同様とします。なお、本営業者が任意運用型投資ポ |

| 頁 | 改定前 | 改定後 |
|---|---|---|
| | <p>運用型投資ポジションの運用として取得することのできる対象債権には、本営業者および本営業者の関係会社ならびに及び当社および当社の関係会社を融資先とするものを含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本営業者は、お客様が選択した投資ポジションに合致する対象債権の取得を実現するため、クラウドバンク匿名組約款に基づく他の本匿名組合（投資ポジションを共通とするものを含みますが、これに限定されません。）又は異なる約款もしくは契約に基づく匿名組合における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付を行うこと又は貸付債権を提携貸金業者から譲り受け、もしくは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けることができるものとします。取得した対象債権に係る損益の分配、出資金の返還その他の計算は、当該計算の基準時における投資ポジション・匿名組合毎の当該対象債権に対する出資金の額で按分して行うものとします。 | <p>ションの運用として取得することのできる対象債権には、本営業者および本営業者の関係会社ならびに当社および当社の関係会社を融資先とするものを含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本営業者は、お客様が選択した投資ポジションに合致する対象債権の取得を実現するため、クラウドバンク匿名組約款に基づく他の本匿名組合（投資ポジションを共通とするものを含みますが、これに限定されません。）<u>または異なる約款もしくは契約に基づく匿名組合における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付を行うこと</u><u>または貸付債権を提携貸金業者から譲り受け、もしくは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けることができるものとします。</u>取得した対象債権に係る損益の分配、出資金の返還その他の計算は、当該計算の基準時における投資ポジション・匿名組合毎の当該対象債権に対する出資金の額で按分して行うものとします。 |
| 7 | <p>本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本営業者との間で締結することとなる契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約となります。本出資持分に関する本営業者とのお取引は、お客様と本営業者との間の本匿名組合契約の締結により、本営業者が発行する本出資持分をお客様が取得する取引となります。 匿名組合契約とは、匿名組合員が営業者の営業のために出資を行い、営業者がその営業から生じる利益を匿名組合員に分配することを約するものです。本匿名組合契約では、お客様が匿名組合員となり、本営業者が営業者となります。お客様は、本匿名組合契約により、匿名組合員としての本出資持分を取得することとなります。 本匿名組合契約における<u>出資の対象となる営業（「本事業」といいます。）</u>は、本営業者が対象債権から生じる利息および | <p>本出資持分の取得にかかる金融商品取引の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本営業者との間で締結することとなる契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約<u>に基づく権利義務関係を創設するもの</u>となります。本出資持分に関する本営業者とのお取引は、お客様と本営業者との間の本匿名組合契約の締結により、本営業者が発行する本出資持分をお客様が取得する取引となります。 匿名組合契約とは、匿名組合員が営業者の営業のために出資を行い、営業者がその営業から生じる利益を匿名組合員に分配することを約するものです。本匿名組合契約では、お客様が匿名組合員となり、本営業者が営業者となります。お客様は、本匿名組合契約により、匿名組合員としての本出資持分を取得することとなり、<u>お客様は出資の対象となる営業（「本事業」といいます。）について、その運営（貸付けに関する業務を含みますがこれに限られません。）</u>に関与せず、本事業を執行する権利、本事業に関して意思決定をする権利、本営業者を代理するその他本事業に関するいかなる権利も持たないものとします。<u>また、出資金を含む本匿名組合財産の一切は営業者に帰属するものとし、本事業に関して負担する第三者に対する義務及び債務（貸付けに関する権利及び義務を含みますがこれに限られません。）</u>は、<u>営業者のみが負担するものとします。</u> 本匿名組合契約における本事業は、本営業者が対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの対象債権の |

| 頁 | 改定前 | 改定後 |
|---|---|--|
| | <p>び遅延損害金収入、これらの対象債権の売却による収入ならびにその他これらの対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業です。本営業者が本事業に関連して受け取る対象債権の元本返済金、支払利息および遅延損害金収入、対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益が、お客様に対する出資金の返還および分配金の原資となります。</p> | <p>売却による収入ならびにその他これらの対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業です。本営業者が本事業に関連して受け取る対象債権の元本返済金、支払利息および遅延損害金収入、対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益が、お客様に対する出資金の返還および分配金の原資となります。</p> |
| 6 | <p>金融商品取引契約に関する租税の概要</p> <p>お客様が本営業者との間に締結する本匿名組合契約から得られる利益の配当である分配金は雑所得として総合課税されます。また、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税となります。お客様によっては、雑所得として認識されない場合もあり、税理士等にご確認ください。</p> <p>日本において本営業者が分配金の源泉徴収（税率は20%；<u>但し</u>、2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.42%。<u>但し</u>、法令により税率が変更された場合は、変更後の税率によります。）を行います。源泉徴収された金額については、お客様の所得税額に充当されます。</p> | <p>金融商品取引契約に関する租税の概要</p> <p>お客様が本営業者との間に締結する本匿名組合契約から得られる利益の配当である分配金は雑所得として総合課税されます。また、他の所得に合算されて通常の所得税率により課税となります。お客様によっては、雑所得として認識されない場合もあり、税理士等にご確認ください。</p> <p>日本において本営業者が分配金の源泉徴収（税率は20%；<u>ただし</u>、2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.42%。<u>ただし</u>、法令により税率が変更された場合は、変更後の税率によります。）を行います。源泉徴収された金額については、お客様の所得税額に充当されます。</p> |
| 7 | <p>金融商品取引契約に関する終了の事由</p> <p><u>本匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了し、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</u></p> <p>①～③（省 略） （新 設）</p> <p>また、以下のいずれかにあたる場合には、本営業者または匿名組合員は、本匿名組合契約を解除することができるものとし、解除がなされた場合には、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p> <p>①～⑧（省 略）</p> <p>なお、上記の当然終了事由が生じた場合および解除がなされた場合であっても、匿名組合員が投資ポジションへ出資した価額（出資の一部又は全部が損失によって減少した</p> | <p>金融商品取引契約に関する終了の事由</p> <p><u>以下のいずれかの事由（これらを総称して「当然終了事由」といいます。）が生じた場合、本匿名組合契約は、当然に終了し、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</u></p> <p>①～③（現行どおり）</p> <p>④ <u>お客様が本事業に関連して融資先（対象債権について保証契約が締結されている場合の保証人および物上保証契約が締結されている場合の物上保証人を含みます。）に直接接触した場合</u></p> <p>また、以下のいずれか以下のいずれかの事由（これらを総称して「解除事由」といいます。）が生じた場合、本営業者または匿名組合員は、本匿名組合契約を解除することができるものとし、解除がなされた場合には、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p> <p>①～⑧（現行どおり）</p> <p>なお、上記の当然終了事由が生じた場合および解除がなされた場合であっても、匿名組合員が投資ポジションへ出資した価額（出資の一部または全部が損失によって減少し</p> |

| 頁 | 改定前 | 改定後 |
|----|---|--|
| | <p>ときはその減少に相当する額を控除した残額をいいます。)の返還を受けていない場合、又は分配金(投資ポジション毎)の全額の分配を受けていない場合には、本契約は、その全額の返還又は分配がなされるまでの間、継続するものとします。但し、匿名組合員は本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為をできないものとし、その全額の返還および分配の完了をもって本契約は終了するものとします。</p> <p>(省 略)</p> | <p>ときはその減少に相当する額を控除した残額をいいます。)の返還を受けていない場合、または分配金(投資ポジション毎)の全額の分配を受けていない場合には、本契約は、その全額の返還または分配がなされるまでの間、継続するものとします。この場合、匿名組合員は本口座からの出金または届出事項の変更を除く一切の行為をできないものとし、その全額の返還および分配の完了をもって本契約は終了するものとします。ただし、当然終了事由④にあたる場合、本営業者は、出資金の返還もしくは分配金(投資ポジション毎)の分配の一部または全部を行わないことがあります。</p> <p>(現行どおり)</p> |
| 8 | <p>譲渡の制限</p> <p>(省 略)</p> | <p>譲渡の制限</p> <p>(現行どおり)</p> |
| | <p>上記の場合を除き、匿名組合員は、匿名組合権利等を譲渡、担保設定、その他の処分を禁じられます。但し、所定の方法により本営業者にその詳細を通知の上で本営業者がこれを承諾した場合にはこの限りではありません。</p> | <p>上記の場合を除き、匿名組合員は、匿名組合権利等を譲渡、担保設定、その他の処分を禁じられます。ただし、所定の方法により本営業者にその詳細を通知の上で本営業者がこれを承諾した場合にはこの限りではありません。</p> |
| 8 | <p>本営業者の概要(2018年11月14日現在)</p> <p>(図表省略)</p> | <p>本営業者の概要(2019年4月3日現在)</p> <p>(図表省略)</p> |
| 9 | <p>日本クラウド証券株式会社の概要(2018年11月14日現在)</p> <p>(図表省略)</p> | <p>日本クラウド証券株式会社の概要(2019年4月3日現在)</p> <p>(図表省略)</p> |
| 9 | <p>当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>当社は、当社のウェブサイト等において、主に本営業者を営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集又は私募の取扱いを、各投資ポジションの募集又は私募の期間において、金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。</p> <p>(省 略)</p> | <p>当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>当社は、当社のウェブサイト等において、主に本営業者を営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集または私募の取扱いを、各投資ポジションの募集または私募の期間において、金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。</p> <p>(現行どおり)</p> |
| 10 | <p>5. 出資対象事業持分の契約期間</p> <p>本匿名組合契約に基づく匿名組合の存続期間は、特に定められておりません。投資ポジションの存続期間は、選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、本事業のために本営業者が当該投資ポジションにおいて主要な融資先に係る対象債権とした債権が残存する場合(当該投資ポジションが任意運用型投資ポジションであるときは当該投資ポジションに</p> | <p>5. 出資対象事業持分の契約期間</p> <p>本匿名組合契約に基づく匿名組合の存続期間は、特に定められておりません。投資ポジションの存続期間は、選択された投資ポジションに従うものとします。ただし、この期間が満了した時点において、本事業のために本営業者が当該投資ポジションにおいて主要な融資先に係る対象債権とした債権が残存する場合(当該投資ポジションが任意運用型投資ポジションであるときは当該投資ポジションに</p> |

| 頁 | 改定前 | 改定後 |
|----|---|--|
| 10 | <p>において対象債権が残存する場合)、本営業者の裁量により、これが完済されまたは処分される日まで当該投資ポジションの存続期間を延長することができるものとします。</p> <p>7. 損害賠償額の予定に関する事項 (省 略)</p> | <p>において対象債権が残存する場合)、本営業者の裁量により、これが完済されまたは処分される日まで当該投資ポジションの存続期間を延長することができるものとします。</p> <p>7. 損害賠償額の予定に関する事項 (現行どおり)</p> <p><u>また、「金融商品取引契約に関する終了の事由」に記載の当然終了事由④にあたる場合であって、本営業者または当社に損害が生じた場合、お客様はかかる損害を賠償する責任を負うものとします。</u></p> |
| 11 | <p>出資対象事業の運営に関する事項</p> <p>1. 出資対象事業の内容および運営の方針</p> <p>お客様が出資する対象事業は、本事業となります。本事業とは、対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。但し、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、お客様が選択および追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とします。</p> <p>2. 出資対象事業の運営態勢</p> <p>お客様が出資する対象事業の運営体制は以下の通りです。</p> <p>(ア) (省 略)</p> <p>(イ) 貸付金元本および利息等の回収業務に係る体制</p> <p>本営業者における融資委員会の決定に基づき、融資実行および債権回収の担当者が回収業務を担当いたします。但し、回収業務については第三者に委託することがあります。</p> <p>(ウ) (省 略)</p> <p>5. 出資対象事業から生ずる収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配の方針</p> <p>(1) 営業者は、各計算期間(各暦月または本営業者が投資ポジション毎に定める一定期間)において利益が生じた場合には、クラウドバンク匿名組約款に従い、お客様に利益を配当し、これに応じて分配金を支払います。前計算期間からの損失があれば、クラウドバンク匿名組約款に従い、その損失を控除して当期間の利益を算定し、これに応じて分配金を支払います。ク</p> | <p>出資対象事業の運営に関する事項</p> <p>1. 出資対象事業の内容および運営の方針</p> <p>お客様が出資する対象事業は、本事業となります。本事業とは、対象債権から生じる利息および遅延損害金収入、これらの対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業をいいます。ただし、本匿名組合との関連で行う本事業の範囲については、お客様が選択および追加した投資ポジションに属する対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業の範囲とします。</p> <p>2. 出資対象事業の運営態勢</p> <p>お客様が出資する対象事業の運営体制は以下のとおりです。</p> <p>(ア) (現行どおり)</p> <p>(イ) 貸付金元本および利息等の回収業務に係る体制</p> <p>本営業者における融資委員会の決定に基づき、融資実行および債権回収の担当者が回収業務を担当いたします。ただし、回収業務については第三者に委託することがあります。</p> <p>(ウ) (現行どおり)</p> <p>5. 出資対象事業から生ずる収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配の方針</p> <p>(1) <u>出資対象事業から生じた損益は本匿名組合員に帰属します。このため、本営業者は、各計算期間(各暦月または本営業者が投資ポジション毎に定める一定期間)において利益が生じた場合には、クラウドバンク匿名組約款に従い、お客様に利益を配当し、これに応じて分配金を支払います。前計算期間からの損失があれば、クラウドバンク匿名組約款に従い、その損</u></p> |

| 頁 | 改定前 | 改定後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|--|----------------------|-------|-------|--|-------|--|---------------------------|-------|-------|--|--|-------|--|----------------------------|-------|-------|--|-------|--|----------------------------|-------|-------|--|
| | <p>ウドバンク匿名組約款に従い、損失によって出資金が減少した状態の場合には、利益の分配および現金の分配はいたしません。但し、対象債権の債務者または保証人から受領する返済金のうち貸出金の元本相当額については、各計算期間における計算に基づき、クラウドバンク匿名組約款に従い、随時出資金の返還を行います。</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p> | <p>失を控除して当期間の利益を算定し、これに応じて分配金を支払います。クラウドバンク匿名組約款に従い、損失によって出資金が減少した状態の場合には、利益の分配および現金の分配はいたしません。ただし、対象債権の債務者または保証人から受領する返済金のうち貸出金の元本相当額については、各計算期間における計算に基づき、クラウドバンク匿名組約款に従い、随時出資金の返還を行います。</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | <p>出資対象事業の経理に関する事項</p> <p>1.～3. (省 略)</p> | <p>出資対象事業の経理に関する事項</p> <p>1.～3. (現行どおり)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | <p>4. 配当等に関する事項</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 配当は各計算期間の翌月末日までにクラウドファンディング口座に分配する方法によってお支払いいたします。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 貸出金の元本返済があれば、元本返済にみあう相当額は出資金の返還としてお支払いをいたします。</p> | <p>4. 配当等に関する事項</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 配当は各計算期間の翌月末日までにクラウドファンディング口座に<u>金銭</u>を分配する方法によってお支払いいたします。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 貸出金の元本返済があれば、元本返済相当額は出資金の返還としてお支払いをいたします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | <p>事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る事項</p> <p>1. 分別管理の方法に関する事項</p> <p>① 対象債権の取得前の資金の分別管理方法</p> <table border="1" data-bbox="276 1317 810 1496"> <tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr> <tr><td>預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr> </table> <p>② お客様への返還及び分配前の資金の分別管理方法</p> <table border="1" data-bbox="276 1541 810 1720"> <tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr> <tr><td>預託に係る営業所・事務所 所の名称及び所在地</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr> </table> | (省 略) | | 預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地 | (省 略) | (省 略) | | (省 略) | | 預託に係る営業所・事務所 所の名称及び所在地 | (省 略) | (省 略) | | <p>事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る事項</p> <p>1. 分別管理の方法に関する事項</p> <p>① 対象債権の取得前の資金の分別管理方法</p> <table border="1" data-bbox="906 1317 1441 1496"> <tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr> <tr><td>預託に係る営業所・事務所 所の名称および所在地</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr> </table> <p>② お客様への返還および分配前の資金の分別管理方法</p> <table border="1" data-bbox="906 1541 1441 1720"> <tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr> <tr><td>預託に係る営業所・事務所 所の名称および所在地</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr> </table> | (省 略) | | 預託に係る営業所・事務所 所の名称および所在地 | (省 略) | (省 略) | | (省 略) | | 預託に係る営業所・事務所 所の名称および所在地 | (省 略) | (省 略) | |
| (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預託に係る営業所・事務所の名称及び所在地 | (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預託に係る営業所・事務所 所の名称及び所在地 | (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預託に係る営業所・事務所 所の名称および所在地 | (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預託に係る営業所・事務所 所の名称および所在地 | (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (省 略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | <p>2. 分別管理の実施状況及び当社が実施状況の確認を行った方法</p> <p>お客様が特定の投資ポジションについて出資の申込みを行った資金は、当該投資ポジション毎に設定された募集期日又は匿名組員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日(外貨建ての投資ポジションの場合は運</p> | <p>2. 分別管理の実施状況および当社が実施状況の確認を行った方法</p> <p>お客様が特定の投資ポジションについて出資の申込みを行った資金は、当該投資ポジション毎に設定された募集期日または匿名組員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日(外貨建ての投資ポジションの場合は</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 改定前 | 改定後 |
|----|---|--|
| 15 | <p>用期間の開始日までの任意の日)を払込期日として本営業者に支払われます。本営業者は、当該払込期日から対象債権の取得までの間、上記1.①の方法で分別管理を実施しております。</p> <p>(省 略)</p> <p>4. 出資対象事業に係る資金の流れに関する事項</p> <p>(1) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭の用途の具体的な内容及びおよび当該金銭の配分に係る方針</p> <p>(省 略)</p> <p>本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションに関して匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額をもって主要な融資先に係る対象債権を取得します。</p> <p>また、本営業者は、<u>その裁量により</u>、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関して匿名組合員がその成立時に本営業者に投資した出資金の二分の一に満たない額について、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を取得することができるものとします。</p> <p>(2) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭の送金等または管理もしくは保管を行う者の商号又は名称及び役割</p> | <p>運用期間の開始日までの任意の日)を払込期日として本営業者に支払われます。本営業者は、当該払込期日から対象債権の取得までの間、上記1.①の方法で分別管理を実施しております。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>4. 出資対象事業に係る資金の流れに関する事項</p> <p>(1) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭の用途の具体的な内容及びおよび当該金銭の配分に係る方針</p> <p>(現行どおり)</p> <p>本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、当該投資ポジションに関して匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額(出資金の全額の場合を含みます。)をもって主要な融資先に係る対象債権を取得します。</p> <p>また、本営業者は、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関して匿名組合員がその成立時に本営業者に投資した出資金の二分の一に満たない額について、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を取得することができるものとします。</p> <p>(2) 匿名組合出資持分を有する者から出資を受けた金銭の送金等または管理もしくは保管を行う者の商号または名称および役割</p> |

以上